3　指定登録確認機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十三条第二号において同じ。）を、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　第一項第一号の書類　法第四十七条の四第三項に規定する登録の有効期間が満了するまでの間

二　第一項第二号及び第四号の書類　法第四十七条の十第三項の回答の日から五年間

三　第一項第三号の書類　登録等事務の全部を廃止するまでの間

四　第一項第五号の書類　法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間

五　第一項第六号の書類　国土交通大臣が定める期間

（不正登録車両の報告）

第三十条　指定登録確認機関は、登録を受けた者が偽りその他不正の手段により当該登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　登録車両に係る登録事項

二　偽りその他不正の手段

（指定登録確認機関に対する立入検査の証明書）

第三十一条　法第四十八条の五十五第二項の証明書は、別記様式第三によるものとする。　（新設）

（登録等事務の休廃止の許可の申請）

第三十二条　指定登録確認機関は、法第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

一　休止し、又は廃止しようとする登録等事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（指定登録確認機関による登録等事務の引継ぎ）

第三十三条　指定登録確認機関は、法第四十八条の五十八第三項（同条第一項の規定により国土交通大臣が行つている登録等事務を行わないこととする場合を除く。）にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。　（新設）

一　登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二　帳簿及び第二十九条第一項の書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　その他国土交通大臣が必要と認める事項

（登録の取消しの通知）

第三十四条　国土交通大臣は、指定登録確認機関が登録等事務を行う場合において、法第四十七条の九の規定により登録を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録確認機関に通知するものとする。　（新設）

一　取消しに係る登録車両の自動車登録番号（道路運送車両法による自動車登録番号をいう。）

二　取消しを受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　取消しをした年月日

（限度超過車両の所有者等に対する立入検査の証明書）

第三十五条　法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第四によるものとする。

（立入検査の証明書）

第九条　法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第三によるものとする。